

経済水道委員会
陳 情 一 覧

平成29年9月8日(金)

○市民経済局関係

(新規分)

平成29年陳情第13号 ヘイトスピーチの規制や解消等を目的とする条例を制定し
ないことを求める件

ヘイトスピーチの規制や解消等を目的とする条例を制定しないことを求める件

陳情者 中区大須二丁目26番40号
山下俊輔

要旨

我が国の有史以来初めて制定された、日本国民のみを対象とした法律である本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律で明らかなように、既に言論の封殺や萎縮といった事象が散見されている。同法が、特定の民族にとって不都合な言説を封じ込めるツールとして運用されているのは明らかである。

かく言う私も、街頭での演説で、これはヘイトスピーチではないだろうと思われるものまで自己規制に及んでいる。これを言論の萎縮と言わず何と云えばいいのだろうか。

なぜ言論の封殺や萎縮が起こるかという点、ヘイトスピーチとは何か曖昧で、各人の主観によるところに起因しており、これに加えて、法務省人権擁護局が、「ヘイトスピーチ、許さない」とのある種の排斥的な文言をもって指弾しているためかと思う。

また、そもそも本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律自体が憲法第21条に違反しており、同法は即座に廃止されるべき希代の悪法であると思っている。

ヘイトスピーチは、当初は「死ね」や「殺せ」が該当していたが、このような言葉がなくなると、次に「出ていけ」が該当するようになり、この言葉がなくなると、前後の言葉からヘイトスピーチか否かを判断するというように、徐々に解釈が拡大しているのが現状である。

当初、NHKを初め、メディアで取り上げられた外来語であるヘイトスピーチは、「死ね」や「殺せ」という、誰もがこれはいかなるものかと思う語句から始まって、徐々にその解釈が拡大してきているのが現実で、それが対日言論封殺戦術ではなかったのかとも思うところである。

地方公共団体におけるヘイトスピーチの規制や解消等を目的とする条例制定の動きの主な原因が韓国民団であることは、民団新聞に、ヘイトスピーチ対策条例の制定、インターネット上の差別表現に対する規制、外国人地方参政権の獲得等を求める内容が明示されていることから明らかである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 ヘイトスピーチの規制や解消等を目的とする条例を制定しないこと。